

職員の休職の事由に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 52 号

職員の休職の事由に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の休職の事由に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の休職の事由に関する条例(昭和 27 年岩手県条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休職の事由) 第 2 条 職員が法第 28 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職することができる。 (1)・(2) [略] (3) 試験研究に関する業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるもの(以下「研究職員」という。)の職と営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、研究職員の研究成果を活用する事業を実施するものの役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職とを兼ねる場合において、これらを兼ねることが人事委員会規則で定める基準に該当するときで、かつ、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、当該研究職員としての職務に従事することができないと認められるとき。 (4) [略] 2 [略]	(休職の事由) 第 2 条 職員が法第 28 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職することができる。 (1)・(2) [略] (3) 試験研究に関する業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるもの(以下「研究職員」という。)の職と営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、研究職員の研究成果を活用する事業を実施するものの役員(会計参与及び監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職とを兼ねる場合において、これらを兼ねることが人事委員会規則で定める基準に該当するときで、かつ、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、当該研究職員としての職務に従事することができないと認められるとき。 (4) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(卸売市場条例の一部改正)

第 2 条 卸売市場条例(昭和 47 年岩手県条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開設の許可の申請) 第 3 条 法第 55 条の許可を受けようとする者は、 <u>次の各号に掲げる事項</u> を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) [略] (2) 法人である場合にあつては、 <u>資本金又は出資の額及び役員</u> の氏名 (3)・(4) [略] 2 [略]	(開設の許可の申請) 第 3 条 法第 55 条の許可を受けようとする者は、 <u>次に掲げる事項</u> を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) [略] (2) 法人である場合にあつては、 <u>資本金又は出資の額及び役員</u> の氏名 (3)・(4) [略] 2 [略]
(卸売業務の許可の申請) 第 6 条 法第 58 条第 1 項の許可を受けようとする者は、 <u>次の各号に掲げ</u> る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) [略]	(卸売業務の許可の申請) 第 6 条 法第 58 条第 1 項の許可を受けようとする者は、 <u>次に掲げ</u> る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) [略]

<p>(2) 法人である場合にあっては、<u>資本</u>又は出資の額及び役員の名</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>営業</u>の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第11条 開設者等が<u>営業</u>(地方卸売市場における開設又は卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(名称変更等の届出等)</p> <p>第13条 開設者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法人である場合にあっては、<u>資本</u>若しくは出資の額又は役員に変更があったとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(開設等の届出)</p> <p>第27条 その他卸売市場を開設しようとする者は、開設予定日の30日前までに、<u>次の各号</u>に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法人である場合にあっては、<u>資本</u>又は出資の額及び役員の名</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(卸売業務の届出)</p> <p>第28条 その他卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、卸売の業務の開始予定日の30日前までに、<u>次の各号</u>に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法人である場合にあっては、<u>資本</u>又は出資の額及び役員の名</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(2) 法人である場合にあっては、<u>資本金</u>又は出資の額及び役員の名</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>事業</u>の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第11条 開設者等が<u>事業</u>(地方卸売市場における開設又は卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(名称変更等の届出等)</p> <p>第13条 開設者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法人である場合にあっては、<u>資本金</u>若しくは出資の額又は役員に変更があったとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(開設等の届出)</p> <p>第27条 その他卸売市場を開設しようとする者は、開設予定日の30日前までに、<u>次に掲げる事項</u>を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法人である場合にあっては、<u>資本金</u>又は出資の額及び役員の名</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(卸売業務の届出)</p> <p>第28条 その他卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、卸売の業務の開始予定日の30日前までに、<u>次に掲げる事項</u>を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法人である場合にあっては、<u>資本金</u>又は出資の額及び役員の名</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(特定法人)</p> <p>第10条 法第10条第1項の条例で定める株式会社又は有限会社（以下「特定法人」という。）は、県が資本金その他これに準ずるものを出資している株式会社又は有限会社のうち、県内に主たる営業所を有するもので人事委員会規則で定めるものとする。</p>	<p>(特定法人)</p> <p>第10条 法第10条第1項の条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、県が資本金その他これに準ずるものを出資している株式会社のうち、県内に主たる営業所を有するもので人事委員会規則で定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。